

川崎市都市景観形成協力者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市表彰規定（昭和12年川崎市規則第11号）に基づき、川崎市の都市景観の形成に積極的に協力した者の功労に対し、感謝の意を表すとともに他の模範として広くその功績をたたえることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 この要綱により表彰を受けることができる者は、本市の都市景観形成に対し、理解を寄せ、市の施策に協力し、その功績が顕著であり、他の模範となる個人及び団体並びに事業者とする。

(選考の方法)

第3条 まちづくり局長は、前条に規定する対象者があるときは、川崎市都市景観形成協力者選考委員会（以下「選考委員会」という）に諮り、市長に推薦するものとする。

2 まちづくり局にまちづくり局長、総務部長、計画部長、庶務課長及び計画部景観・地区まちづくり支援担当課長をもって構成する選考委員会を置き、被表彰候補者を選考する。

3 市長は、第1項の規定による推薦に基づき、表彰する個人及び団体並びに事業者を決定するものとする。

(表彰)

第4条 市長は、被表彰の個人及び団体並びに事業者に対し表彰状を授与する。この場合において、記念品を添えることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり局長が定める

ものとする。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。